

大分労発基 0728 第 3 号の 2
令和 4 年 7 月 28 日

公共工事発注機関の長 殿

大 分 労 働 局 長
(公印省略)

『大分県労働災害防止緊急対策強化期間』の実施について〔要請〕

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 7 月 25 日現在における大分県内の労働災害による死亡者数は 7 人（調査中のものを含む。）と、昨年同期と比較して 2 人増加しています。本年の死亡労働災害の発生状況を見ると、製造業における熱中症や機械による挟まれ災害、建設業における建築物の解体補修作業中の墜落災害、運輸交通業における荷役作業中の墜落災害等が発生しており、また、昨年 8 月から 9 月までの 2 か月間において、製造業、建設業、運輸交通業等において 4 人の尊い生命が失われていることから、今後、同種の労働災害の発生が懸念されるところです。本年の死亡労働災害は、作業環境管理、作業管理及び健康管理、基本的な墜落防止や機械設備に係る安全対策等、必要な防止対策を講じていれば防止できた可能性があるものも含まれています。

また、県内における令和 4 年 6 月末現在の休業 4 日以上之死傷者数は 819 人と、昨年同期比で 267 人（48.4%）の増加、さらに、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害 299 人を除いたとしても 520 人となり、昨年同期比で 27 人（5.5%）増加するなど、死傷者数の増加に歯止めがかかっていない状況となっており、誠に憂慮すべき事態となっております。

このため、当局においては、急増する労働災害に歯止めをかけるため、緊急的な取組として、本年 8 月から 9 月までの 2 か月間を『大分県労働災害防止緊急対策強化期間』に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれては、本緊急対策強化期間の要請の趣旨を御理解いただき、関係施工業者に対して下記の取組について周知・徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1 業種別における死亡労働災害防止対策

(1) 建設業

- ア 建築物の解体、補修作業等における高所からの墜落、スレート屋根の踏み抜き等を防止のための措置を講ずること。
- イ 建築物の解体、補修作業等における墜落制止用器具（フルハーネス）の適切な選択及び確実な使用並びに保護帽着用を徹底すること。
- ウ 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策を徹底すること。
- エ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。
- オ 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及促進を図ること。

(2) 製造業

- ア 機械・設備等の点検、掃除、修理等の作業を行う際は、当該機械・設備等が確実に停止させる措置を講じてから作業を行うこと。また、当該機械・設備等における非定常作業に係る安全作業マニュアルを策定し、これにより作業を行うこと。
- イ 食品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置を講ずること。
- ウ 災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化等を図ること。

(3) 運輸交通業

- ア トラック等荷台上での荷役作業中における荷台からの墜落・転落を防止するための措置を講ずること。
- イ 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施等を行うこと。
- ウ フォークリフトを用いた荷役作業における有資格者の配置、作業計画の策定、作業指揮者の配置等の措置を講ずること。

2 全産業共通の事項

(1) 熱中症予防対策

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づき、次の措置を講ずること。

- ア 日本産業規格に適合した WBGT 指数計による WBGT 値の把握及び評価の措置を講ずること。
- イ 作業環境管理として、WBGT 値の低減対策、休憩場所の整備等の措置を講ずること。
- ウ 作業管理として、作業時間の短縮、暑熱順化への対応、水分及び塩分の摂取等の措置を講ずること。

特に、暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。

エ 健康管理として、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認すること。

オ 異常時の措置として、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認するとともに、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。

カ 熱中症予防管理者を選任し、責任体制を確立するとともに、上記事項の管理を行わせること。

(2) 高年齢労働者対策

大分県内の令和3年における休業4日以上之死傷者数を年齢別に見ると、60歳以上の高年齢労働者が全体の約3分の1を占めていることから、エイジフレンドリーガイドラインに示す次の取組を行うこと。

ア 安全衛生管理体制の確立

イ 職場環境の改善

ウ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

エ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

オ 安全衛生教育

(3) 転倒災害防止対策

同様に死傷者数を事故の型別に見ると、転倒災害による死傷者数は全体の約4分の1を占めており、その約半数は50歳以上の女性となっていることから、転倒による労働災害を防止するため、次の取組を行うこと。

ア 4S活動の徹底等により転倒する要因を取り除き、高年齢労働者や女性にやさしい職場環境の形成を図ること。

イ 作業や移動に適した履物の着用を徹底し、転倒リスクの軽減を図ること。

ウ STOP！転倒災害プロジェクトのリーフレットや啓発動画等を活用した労働者に対する安全教育の充実を図ること。